

公立学校共済組合病院職員の特殊勤務手当（夜間看護等手当）に関する協定書

公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）と公立学校共済組合職員労働組合（以下「労働組合」という。）とは、共済組合が設置する病院の職員の特殊勤務手当（夜間看護等手当）について、下記のとおり協定する。

記

看護職員に支給する夜間看護等手当を、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、次のとおり増額する。

- （１）勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 8,600 円
- （２）勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合
 - イ 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合 4,200 円
 - ロ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 3,500 円
 - ハ 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,400 円

附 則

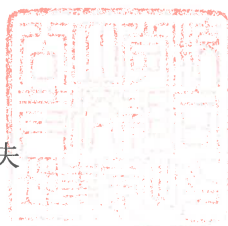
この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この協定書は、2 通作成し、共済組合及び労働組合の代表者が記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 27 日

公立学校共済組合

理事長 玉井 日出夫



公立学校共済組合職員労働組合

中央執行委員長 佐々木 一則

